

**第5回における質疑事項について
(教育等研修施設、青少年施設、公民館等)**

発言者	質疑事項	回答	
・ 教育等研修施設について			
1	8	<p>【教育総合センター】 県立学校の教職員は利用するの か。</p>	<p>センターの利用は本市の教職員の利用する 研修会が基本となっていますが、関係する内 容の研修については利用も認めています。</p>
2	1	<p>【教育総合センター】 カリキュラムは、教育総合セン ターで作成しているのか。</p>	<p>国や県の基準や動向を見据え、中核市であ るという特性も活かしながら、本市において 研修内容を決めて実施しています。</p>
3	1,6	<p>【教育総合センター】 コンピュータ研修室があるが、 ここでは、教職員に向けてパソコ ンの研修をするのか。また、利用 率が低いということであるが、そ れは機械が古いからなのか。</p>	<p>コンピュータ研修室では、校務用コン ピュータの研修と各学校にあるコンピュ ータのシステムを活用するICT活用研修を教職員 に向けて実施しており、市民への貸室を行っ ていません。したがって、利用率が低い のは、システム利用の長期化に伴い研修内容 がある程度浸透し、コンピュータ研修室を利 用した研修回数が少なくなったためです。 ただし、機器については今年度中学校で使 用する機器が更新されたことに伴い（小 学校は来年度）最新のものに更新済みであり（研 修には授業環境と同じ機器が必要になりま す。）、それに伴う研修回数の増が見込まれ ています。 なお、機器を市民利用に供する場合は、ラ イセンス料が別途発生することから、利用は 教育業務に限定しているところですが、コン ピュータ研修室の利用率の低さは課題である と認識しており、利用率の向上に向けて検討 したいと考えています。</p>
4	4	<p>【美方高原自然の家】 他都市で類似の施設を保有して いないのか。</p>	<p>近隣では、西宮市が山東自然の家（朝来 市）を保有し、本市と同様に自然学校が主な 利用となっています。 【参考】県有施設 丹波少年自然の家</p>

第5回における質疑事項について
(教育等研修施設、青少年施設、公民館等)

発言者	質疑事項	回答
・ 青少年施設について		
1	8	<p>【青少年センター】 30人前後職員がいるということだが、これらの職員はどんな仕事をしているのか。</p> <p>青少年センターを管理する青少年課は3係からなっており、平成25年度の主な業務は、それぞれ、青少年センターの運營業務で6人(貸館、イベント事業の開催、少年音楽隊の運営、青少年及び青少年指導者の育成、青少年団体の育成等)、青少年補導業務で16人(補導活動、啓発活動、兵庫県青少年補導委員会の副会長市事務)、青少年施策の企画及び調整、青少年健全育成基金の管理、指定管理施設の運営指導(5施設)、青少年センターの維持管理等での5人に加え、課長1人の計28人が在籍しています。</p>
2	6	<p>【青少年いこいの家】 美方高原自然の家との違いがよくわからない。自然の家の予約をとれなかった人が使うものなのか。いこいの家が青少年等、自然の家が小学生等が利用対象者となっているが、この違いか。</p> <p>美方高原自然の家は、全小学校において5年生を対象に、兵庫県で自然学校事業が実施されることに伴い、本市においてこうした施設を有していなかったため、小学校長会からの強い要望により建設されたものです。現在も小学校の自然学校の利用が最優先され、その他、中学校や高校の宿泊訓練等学校活動での利用を想定し設置された教育施設です。また、尼崎市から約3時間かかる自然豊かな香美町にあり、比較的長期間、大自然の中で、幅広い野外活動の体験プログラムを組み、体育館やグラウンドも備えた施設環境となっています。一方、青少年いこいの家は、尼崎市から1時間程度の距離にあり、日帰りや1泊2日での野外炊爨など、家族や青少年団体が手軽に野外活動体験ができる施設であり、両施設については、設置目的、利用形態が異なるものであり、それぞれ自然環境に応じた利用がされています。(比較表参照)</p>
3	6	<p>【青少年いこいの家】 日帰りの利用者は、主にどういう利用をしているのか。</p> <p>日帰り利用者は、主に野外炊飯(バーベキュー等)や自然散策を目的に利用されています。</p>
4	7	<p>【青少年いこいの家】 仮に廃止した場合、土地を売却することはできるのか。</p> <p>不可能ではありませんが、青少年いこいの家の土地については、青少年の野外活動施設として活用することを条件に寄付していただいたという経緯があります。</p>
5	6	<p>【青少年いこいの家】 他都市で類似の施設を保有していないのか。</p> <p>阪神間では、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮市立甲山自然の家(直営) ・ 伊丹市立野外活動センター(指定管理者) ・ 宝塚市立自然の家(指定管理者) ・ 川西市立知明湖キャンプ場(指定管理者) </p>

**第5回における質疑事項について
(教育等研修施設、青少年施設、公民館等)**

発言者	質疑事項	回答
・ 公民館等について		
1	6	<p>避難所指定について、旧耐震基準の施設が指定されている一方で、新耐震基準のものでも指定されていないものもある。これはなぜか。</p> <p>指定避難場所は、災害などにより、住民等が生活本拠地を失ったときなどに一定期間滞在する場所として指定しています。 また、これらの施設は、近年多発している台風や集中豪雨などの時に、住民が災害の危険性がなくなるまでに必要な期間、避難する場所としても利用していることから、現在、耐震改修等が未実施な施設についても、指定避難場所に指定しています。</p>
2	6	<p>また、尼崎市の避難所は足りているのか。もし不足しているのであれば、園田公民館は、体育館もあるので、指定すればよいのではないかと思う。逆に立花公民館については、旧耐震基準にもかかわらず、避難所指定をしているのはどうかと思う。</p> <p>収容可能人員が充足しているかについては、一概に言えませんが、災害の状況に応じて他の施設を活用するなどの対応を取ることとしています。また、本市だけでの対応が困難な場合は、他市または県に対して市民の受け入れについて協議を求めることとしています。</p> <p>指定避難場所については、学校を中心とした既存の指定避難場所との位置関係や収容能力等を考慮して指定しています。 立花公民館は、それらの点を考慮して指定しておりますが、園田公民館については、園田中学校、園田小学校といった指定避難場所が近隣にあることから指定していません。</p>

以上

青少年いこいの家及び美方高原自然の家比較表

施設名	青少年いこいの家	美方高原自然の家
根拠法令	尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例	尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例
設置目的	野外活動及び集団生活を通じて健全な青少年の育成と福祉の増進を図るため（第2条）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図るため（第2条）
場所	兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山6番地の1	兵庫県美方郡香美町小代区新屋字中サバ1432番地の35
施設概要	地上2階建、昭和41年築 耐震未対応	地上4階建、平成7年築 耐震対応済
延床面積(m ²)	1,385.62	7,014.34
施設構成	宿泊室、和室、大会議室、救護室、小会議室、多目的室、野外炊さん場等	宿泊室、屋上天文台、研修室、創作工芸室、多目的ホール、多目的広場、テニスコート、野外炊さん場等
主な対象者	・青少年及び青少年団体 ・一般	・学校教育活動の一環として行われる野外活動等で利用する児童及び生徒 ・青少年及び青少年団体 ・一般
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野外活動及び集団生活の場の提供に関すること。 ・ 青少年団体指導者の訓練及び研修の場の提供に関すること。 ・ 集会、レクリエーションの場の提供に関すること。 ・ 野外活動及び集団生活の指導に関すること。 ・ 講習会、研究会等の開催に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野外活動、集団生活及び自然体験（以下「野外活動等」という。）の場の提供に関すること。 ・ 野外活動等の指導に関すること。 ・ 野外活動指導者及び青少年団体指導者の研修に関すること。 ・ 野外活動等のための講習会等の開催に関すること。 ・ 野外活動等のための調査研究、資料の収集及び情報の提供に関すること。
利用方法	尼崎市、猪名川町の団体は利用日の3ヶ月前から7日前までに その他の団体は、利用日の2ヶ月前から7日前までに	利用予定の3ヶ月前から受付
利用時間	（休館日）年末年始	（休所日）年末年始、月曜日（自然学校開催時を除く） 月曜日が営業の場合は振替日あり
利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日帰り利用 ・ 2泊3日までの宿泊利用 短期利用（最長3日間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4泊5日の自然学校 ・ クラブ活動の合宿 長期利用（最長6日間）
宿泊定員	（宿泊室）100人 （キャンプ場）200人	（宿泊室）240人 （キャンプ場）200人 （リーダー室）21人
利用料	別紙のとおり	
年間利用者数 （人・H25年度）	13,139	37,858

青少年いこいの家					美方高原自然の家					
区分		使用料				宿泊する場合				
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分		使用料(1泊につき)		
会議室	大	280円	400円	340円	820円	自然学校事業で利用する場合(1人につき)		市民等	その他	
	小	150円	200円	170円	420円	青少年等(1人につき)		1,000円	2,000円	
和室	大	70円	110円	90円	220円	その他 宿泊室の利用	青少年等(1人につき)	1,000円	2,000円	
	小	80円	90円	80円	180円		その他(1人につき)	2,000円	3,400円	
宿泊室	25歳未満の者、青少年団員及び青少年団体指導者 1人1泊につき 200円 その他の者 1人1泊につき 400円					テントサイト	5人用テントを利用する場合(1張りにつき)	3,000円	5,100円	
野外施設	25歳未満の者、青少年団員及び青少年団体指導者 1人1日につき 100円 その他の者 1人1日につき 200円						10人用テントを利用する場合(1張りにつき)	6,000円	10,200円	
テントサイト	1張1回につき 240円					宿泊しない場合				
摘要		市民等			その他					
		青少年等	その他	青少年等	その他					
大研修室	午前	2,460円		4,920円		7,380円				
	午後	3,280円		6,560円		9,840円				
	夜間	2,460円		4,920円		7,380円				
中研修室	午前	1,630円		3,270円		4,900円				
	午後	2,180円		4,360円		6,540円				
	夜間	1,630円		3,270円		4,900円				
小研修室	午前	520円		1,050円		1,570円				
	午後	700円		1,400円		2,100円				
	夜間	520円		1,050円		1,570円				
創作工芸室	午前	2,460円		4,920円		7,380円				
	午後	3,280円		6,560円		9,840円				
	夜間	2,460円		4,920円		7,380円				
多目的ホール	午前	3,670円		7,350円		11,020円				
	午後	4,900円		9,800円		14,700円				
	夜間	3,670円		7,350円		11,020円				
野外炊事場	1人1回につき 50円				100円		150円			
テニスコート	1面1時間につき 400円				800円		1,200円			
備考					備考					
1 「野外施設」とは、キャンプファイヤー場、グラウンド及び野外炊さん場をいう。					1 「自然学校事業」とは、学校教育活動の一環として行われる児童及び生徒の野外活動等で教育委員会規則で定めるものをいう。					
2 「1泊」とは、午後0時から翌日の午前11時までの利用をいう。					2 「市民等」とは、本市又は兵庫県美方郡香美町内(以下「市内等」という。)に居住する者、市内等に勤務場所を有する者及びその者と住居を共にする者並びに市内等の学校に通学する者をいう。					
3 「1日」とは、午前9時から午後5時までの利用をいう。					3 「青少年等」とは、18歳に達する日以後の直近の3月31日までの間にある者及び教育委員会規則で定める者をいう。					
4 「1回」とは、宿泊の目的で利用する場合にあっては午前11時から翌日の午前11時まで、宿泊以外の目的で利用する場合にあっては午前11時から午後4時30分までの利用をいう。					4 「1泊」とは、午後1時から翌日午後0時までの利用をいう。					
					5 「午前」とは午前9時から午後0時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時までの利用をいう。					
					6 3歳未満の者が利用する場合の使用料は、無料とする。					

**第5回における意見の内容について
(教育等研修施設、青少年施設、公民館等)**

発言者		意見等の概要
・ 教育等研修施設について		
1	5	【教育総合センター】 耐震性が確保されている一方で、利用率が低い状況にあっては、施設としては今後も維持していくことを前提にして、機能については、教育総合センター部分を縮小して、市民が利用できる部分をもっと充実させるべきではないか。
2	8	【美方高原自然の家】 今まさに困っている人を対象とした施設ではなく、あればよいなというレベルの施設であると思う。これだけ厳しい財政状況の中で、維持していくべき施設であるとも思えないので、廃止を検討すべきではないか。
3	6	【美方高原自然の家】 自然学校として小学生が利用する施設であるので、こうした施設はどこかに必要である。
4	8	【美方高原自然の家】 比較的大きな民間企業では、こうした施設を保有しているところもある。使用料が少し高くなるかもしれないが、差額相当を市が補助をして、そうした民間施設を使うことも考えられるのではないか。
5	6	【美方高原自然の家】 市からは遠方にあり、自然学校で利用する小学生以外で市民が利用する機会はほとんどない。市として施設を維持すべきであるかどうかを考えなければならないと思う。
6	4	【美方高原自然の家】 市としてもPRをして、市民だけではなく県内の利用者を募るべきではないか。あるいはそれとは逆に、他都市にも同様に施設があるのであれば、そちらを利用することで、廃止することも検討すべきではないか。
7	5	【美方高原自然の家】 子どもたちが利用する場合や、利用するような時期の使用料については、他都市の状況などを見て算定するとして、指定管理者の自主事業については、指定管理者の裁量で使用料を設定し、収入が多くなるような仕組みにすれば、指定管理委託料も低減できるのではないか。
・ 青少年施設について		
1	5	【青少年センター】 利用者を特定するのではなく、誰でも利用できるようにして、例えば、青少年が利用しない時間帯は、別の利用者が使うなどして、施設を十分に活用すれば、35年間で30%以上の削減は十分可能ではないか。
2	4	【青少年センター】 すぐ近くの立花地区会館と合わせた整備を検討すべきである。
3	6	【青少年センター】 収支の状況が悪く、また、施設の設置の目的もよくわからない。厳しい財政状況にあっては、廃止を検討すべきである。
4	5	【青少年センター】 複合化して、利用者を特化するのではなく、誰もが利用できる部屋を用意して、同じ建物でも利用者により使用料設定を変えるという考え方もあるのではないか。

**第5回における意見の内容について
(教育等研修施設、青少年施設、公民館等)**

発言者		意見等の概要
5	6	【青少年いこいの家】 利用率が低いということもあるので、廃止し、美方高原自然の家に一本化して、利用率の向上を図るべきである。
6	8	【青少年いこいの家】 先ほどの自然の家と同様、今まさに困っている人を対象とした施設ではなく、あればよいというレベルの施設であると思う。これだけ厳しい財政状況の中で、維持していくべき施設であるとも思えないので、廃止を検討すべきである。少なくとも、いこいの家か自然の家、どちらか片方だけでも廃止すべきである。
7	7	【青少年いこいの家】 尼崎市民は、兵庫県民でもあるので、県の施設を利用させてもらうという方法もあるのではないか。
・ 公民館等について		
1	4	公民館と地区会館とでは、成り立ちが違うということだが、市民にとっては、そうした違いは関係ない。公民館と地区会館について、地区のことは地区の人間が一番わかっているなので、どういう整備をしていくのかについては各地区で考えさせてほしい。
2	6	立花公民館については、旧耐震基準の施設であるので廃止を検討すべきではないか。一方、大庄公民館については、旧耐震基準の施設ではあるが、登録有形文化財ということもあり、今後も維持していく施設だとは思っているので、耐震性を確保することが必要ではないか。
3	4	公民館については、6地区にそれぞれ必要であると思う。しかしながら、地区会館については、それぞれの地区の考え方により、あり方を検討してはどうか。

以上